別記様式第七（第十五条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金支払差止処分書

年　　月　　日

殿

（給付金管理者）

印

防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）　第27条の８第２項第２号 / 第27条の12第１項の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、　（※）　に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（若年定年退職者の氏名）	
（退職年月日）　　年　　月　　日	（退職年齢）　　歳
（退職時の所属）	

別記様式第七（裏面）

<table>
<tr><td>（退職時の階級）</td><td colspan="2">（退職時の俸給月額）　　円
（　　号俸）</td></tr>
<tr><td>（支払差止めとなる給付金）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（支払差止処分の取消し）
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付金が支払われる。ただし、３に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
１　この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
２　この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、法第27条の９第１項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合
３　この処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、　法第27条の９第１項
法第27条の12第５項　の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から１年を経過した場合
４　給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</td></tr>
</table>

備考１　(※)には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。

２　不要の文字は、抹消すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。